

配置予定技術者調書

申請者：_____

1 統括的管理業務

配置予定技術者の従事役職		
配置予定技術者の氏名		
所属会社名		
法令による資格 (合格日、合格番号)		(年 月 日 合格) (合格番号)
実務経験年数		年 月
実務経験の 概要	業務名	
	発注機関名	
	実務期間	
	従事役職	
	業務概要	

2 日常的維持修繕業務

配置予定技術者の従事役職		
配置予定技術者の氏名		
所属会社名		
法令による資格 (合格日、合格番号)		(年 月 日 合格) (合格番号)
実務経験年数		年 月
実務経験の 概要	業務名	
	発注機関名	
	実務期間	
	従事役職	
	業務概要	

3 日常的設置改修工事業務

配置予定技術者の従事役職		
配置予定技術者の氏名		
所属会社名		
法令による資格 (合格日、合格番号)		(年 月 日 合格) (合格番号)
実務経験年数		年 月
実務経験の 概要	業務名	
	発注機関名	
	実務期間	
	従事役職	
	業務概要	

4 計画的調査設計業務のうち調査業務

配置予定技術者の従事役職		
配置予定技術者の氏名		
所属会社名		
法令による資格 (合格日、合格番号)		(年 月 日 合格) (合格番号)
実務経験年数		年 月
実務経験の 概要	業務名	
	発注機関名	
	実務期間	
	従事役職	
	業務概要	

5 計画的調査設計業務のうち設計業務

配置予定技術者の従事役職		
配置予定技術者の氏名		
所属会社名		
法令による資格 (合格日、合格番号)		(年 月 日 合格) (合格番号)
実務経験年数		年 月
実務経験の 概要	業務名	
	発注機関名	
	実務期間	
	従事役職	
	業務概要	

6 計画的調査設計業務のうち測量業務

配置予定技術者の従事役職		
配置予定技術者の氏名		
所属会社名		
法令による資格 (合格日、合格番号)		(年 月 日 合格) (合格番号)
実務経験年数		年 月
実務経験の 概要	業務名	
	発注機関名	
	実務期間	
	従事役職	
	業務概要	

7 計画的更新工事業務

配置予定技術者の従事役職		
配置予定技術者の氏名		
所属会社名		
法令による資格 (合格日、合格番号)		(年 月 日 合格) (合格番号)
実務経験年数		年 月
実務経験の 概要	業務名	
	発注機関名	
	実務期間	
	従事役職	
	業務概要	

(注意事項)

- 資格については、それを証する書類の写しを添付すること。添付されてない場合は、当該資格を有しているとは認めない。
- 法令による資格については、第3項（配置予定技術者の要件）を満たす内容を記入すること。要件を満たしていることが確認できない場合は失格とする。なお、本調書の項目を満たせば、別紙添付でも可とする。
- 配置予定技術者の要件
次の資格を有する者を配置できること。
(1) 統括的管理業務に配置できる技術者は、次の各号に掲げるいずれかの資格を有する者。ただし、当該技術者は、常勤の自社社員であり、かつ、入札参加申込締切日において引き続き3か月以上の雇用関係を有すること。
ア 技術士（技術士法（昭和58年法律第25号）による第2次試験のうち、技術部門について上下水道部門又は総合技術監理部門（いずれも選択科目を下水道

に限る。)に合格し、同法による登録を受けている者(以下「技術士(下水道)」という。))

イ 一般社団法人建設コンサルタント協会が認定するシビルコンサルティングマネージャ(RCCM)の登録(専門技術部門を「下水道」とするものに限る。)を受けている者

ウ 土木一式工事に関する主任技術者又は監理技術者は、建設業法に定める資格(建設業法(昭和24年法律第100号)第27条の18第1項に規定する監理技術者資格者証の交付を受け、かつ、監理技術者講習修了証の交付を受けている者。以下同じ。)を有する者

エ 公益社団法人日本下水道管路管理業協会認定の下水道管路管理総合技士又は下水道管路管理主任技士の資格を有する者

(2) 日常的維持修繕業務に配置できる技術者は、次の各号に掲げるそれぞれの資格を有する者。ただし、当該技術者は、常勤の自社社員であり、かつ、入札参加申込締切日において引き続き3か月以上の雇用関係を有すること。

ア 土木一式工事に関する主任技術者又は監理技術者は、建設業法に定める資格を有する者

イ 公益社団法人日本下水道管路管理業協会認定の下水道管路管理総合技士又は下水道管路管理主任技士又は下水道管路管理専門技士(調査部門)の資格を有する者

(3) 日常的設置改修工事業務に配置できる土木一式工事に関する主任技術者又は監理技術者は、建設業法に定める資格を有する者。ただし、当該技術者は、常勤の自社社員であり、かつ、入札参加申込締切日において引き続き3か月以上の雇用関係を有すること。

(4) 計画的調査設計業務のうち調査業務に配置できる技術者は、公益社団法人日本下水道管路管理業協会認定の下水道管路管理総合技士又は下水道管路管理主任技士又は下水道管路管理専門技士(調査部門)の資格を有する者。ただし、当該技術者は、常勤の自社社員であり、かつ、入札参加申込締切日において引き続き3か月以上の雇用関係を有すること。

(5) 計画的調査設計業務のうち設計業務に配置できる技術者は、次の各号に掲げるいずれかの資格を有する者。ただし、当該技術者は、常勤の自社社員であり、かつ、入札参加申込締切日において引き続き3か月以上の雇用関係を有すること。

ア 技術士(下水道)

イ 日本下水道事業団法施行令(昭和47年政令第286号)による第一種技術検定に合格し、3年以上下水道、上水道、工業用水道、河川、道路その他国土交通大臣が定める施設に関する技術上の実務に従事した経験を有する者(ただし、上下水道に関する技術上の実務に従事した経験を6月以上有するものに限る。)

ウ 一般社団法人建設コンサルタント協会が認定するシビルコンサルティングマネージャ(RCCM)の登録(専門技術部門を「下水道」とするものに限る。)を受けている者

(6) 計画的調査設計業務のうち測量業務に従事する技術者については、測量法(昭和24年法律第188号)に基づく測量士として登録を受けている者((5)の技術者と同じ者でも可)を配置できること。ただし、当該技術者は、常勤の自社社員であり、かつ、入札参加申込締切日において引き続き3か月以上の雇用関係を有すること。

(7) 計画的更新工事業務に配置できる土木一式工事に関する主任技術者又は監理技術者は、建設業法に定める資格を有する者の他、以下のいずれかの資格を有する者。ただし、当該技術者は、常勤の自社社員であり、かつ、入札参加申込締切日において引き続き3か月以上の雇用関係を有すること。

- ア 下水道管路更生管理技士
(一般社団法人 日本管路更生工法品質確保協会)
- イ 下水道管路管理専門技士(修繕・改築部門)
(公益社団法人 日本下水道管路管理業協会)
- ウ 下水道管きょ更生施工管理技士
(一般社団法人 日本管更生技術協会)